単　価　契　約　書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社 ●●●●（以下「乙」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づき次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（契約の要項）

第１条　購入物件の名称、規格、購入予定数量、契約単価、契約期間、納入場所及び契約保証金は、次のとおりとする。

（１）名　　称　　灯油（白灯油）

（２）規　　格　　ＪＩＳ　１号

（３）購入予定数量　　１８，５００ℓ

（４）契　約　単　価　　１ℓ あたり金●●●．●●円（うち消費税額及び地方消費税の額 金●●．●●●円）

（５）契　約　期　間　　自　令和８年１１月２０日
至　令和９年　３月３１日

（６）納　入　場　所　　新見市新見１３９４　岡山県立新見高等学校　　指定場所（１箇所）
新見市新見１９９４　岡山県立新見高等学校　実習地　指定場所（５箇所）
新見市新見２０８８　岡山県立新見高等学校　寄宿舎「黒髪寮」　指定場所（１箇所）

（７）契約保証金　　免除

（契約保証金）

第２条　乙は、前条第７号の契約保証金（以下「契約保証金」という。）を支払う場合は、この契約の締結と同時に甲に納付しなければならない。

２　乙がこの契約による債務を履行しないときは、契約保証金は、甲に帰属し、なお損害があるときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

３　甲は、前項に規定する場合を除き、契約期間満了後に契約保証金を乙に還付する。なお、契約保証金に利息は付さないものとする。

（納入方法）

第３条　乙は、灯油（白灯油）を、第１条第５号の契約期間（以下「契約期間」という。）において、原則毎週月、水、金曜日及び甲が指定する日（以下「納入期限」という。）に、別に発行する納入伝票と引換えに、納入するものとする。

２　甲は、納入が要求どおりなされたことを確認した場合は、納入伝票の所定欄に検収印を押した後、乙に当該納入伝票を交付するものとする。

（納入伝票の保管）

第４条　乙は、前条の納入の際、甲から交付された納入伝票を第８条の規定により、代金を請求するまでの間厳重に保管するものとする。

（納入期限の延長）

第５条　乙は、天災その他やむを得ない事情により納入期限までに購入物件を引き渡すことができないときは、その都度遅滞なく、その遅延理由、延長希望日数等を詳記した納入期限延長の申請書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を延長することができる。

３　甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面をもって通知し、第10条に規定する遅延料の徴収を免除することができる。

（権利及び義務の譲渡等の禁止）

第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（監督）

第７条　甲は、必要と認めるときは、随時、この契約から生じる乙の義務の履行状況を監督指導することができる。

（代金の請求及び納入伝票の引き渡し）

第８条　乙は、毎月末日にその月１か月間に甲に納入した量に相当する代金の請求を、所定の手続によって行うものとし、その際、請求金額の明細となる該当の納入伝票を甲に引き渡さなければならない。

２　請求金額は、契約単価にその月１か月間に供給した量を乗じて得た金額とする。なお、金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

３　甲は、乙から所定の請求書を受理したときは、その日から30日以内にその代金を支払わなければならない。
（危険負担）
第９条　甲乙双方の責めに帰することができない事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができる。
２　甲の責めに帰すべき事由によって目的物を納入することができなくなったときは、甲は、乙への支払を拒むことができない。この場合において、乙は、目的物を納入することを免れたことによって、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。
（履行遅延の場合における遅延料）
第10条　乙の責めに帰すべき理由により、納入期限までに目的物を甲に納入することができないときは、乙は、遅滞なく、その遅延理由、延長希望する日数等を記載した申請書を甲に提出しなければならない。
２　甲は、前項の申請書を受理したときは、内容を検討し、乙が納入期限後相当の契約期間内に目的物を納入する見込みがあると認められるときは、甲は、乙から遅延日数１日につき契約単価に遅延した目的物の数量を乗じて得た額の1,000分の２に相当する額の遅延料を徴収するとともに、納入期限を延長することができる。
３　甲は、前項の規定により納入期限の延長を承認したときは、書面によりその旨を乙に通知する。
（遅延利息）
第11条　甲の責めに帰すべき理由により、甲が第８条第３項に規定する期間内に代金を支払わない場合、乙は、当該期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき、年3.0％の率を乗じた金額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。ただし、当該遅延利息の金額が100円未満の場合は、乙は、これを請求しないものとする。
（契約不適合責任等）
第12条　甲は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものである場合は、乙に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した内容と異なる方法による履行の追完をすることができる。
２　前項本文に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて同項に規定する履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に当該履行の追完がないときは、甲は、同項に規定する契約の不適合の程度に応じて代金の減額を乙に請求することができる。
３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに代金の減額を乙に請求することができる。
（１）第１項の規定による履行の追完が不能であるとき。
（２）乙が第１項の規定による履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）契約の性質により特定の期間又は一定の期間内にこの契約による債務を履行しなければ、この契約の目的を達成することができない場合において、第１項の規定による履行の追完がなくその時期を経過したとき。
（４）前各号に掲げる場合のほか、甲が前項の規定により催告をしても第１項の規定による履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
４　第１項の規定による契約の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、乙に対し、前２項の規定による代金の減額の請求をすることができない。
５　前各項の規定は、損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。
６　乙が種類又は品質に関してこの契約の内容に適合しない目的物を甲に納入した場合において、甲がその不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
（事情変更）
第13条　甲又は乙は、この契約の締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、両者協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。
（契約の解除）
第14条　乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
（１）この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。
（２）乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（３）この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。
（４）契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、納入期限までに目的物を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を納入することなく納入期限を経過したとき。
（５）前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
３　前２項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
（１）甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りのその他の不正行為（第17条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認めたとき。
（２）乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成３年法律第77号）第９条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ　役員等が暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ　暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）その他乙がこの契約の定める義務を履行しないとき。

４　前３項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、契約単価に第１条第３号の購入予定数量から既に引き渡している目的物の数量を差し引いて得た数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

５　乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第15条　甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第１項及び第２項の規定によりこの契約を解除することができない。

第16条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）甲の責めに帰すべき事由により、目的物を納入することができないと認められたとき。

（２）その他甲がこの契約に定める業務を履行しないとき。

（談合等不正行為に伴う契約の解除）

第17条　甲は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条第１項若しくは第２項の規定による措置命令又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、かつ、当該納付命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑に処せられたとき。

２　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

（契約解除の通知）

第18条　甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに相手方に通知しなければならない。

（賠償の予約）

第19条　乙は、第17条第１項の規定に該当する場合は、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金の100分の20に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の徴収）

第20条　乙がこの契約に基づく、違約金、損害金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、当該期間の満了の日の翌月から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額につき年9.05％の率を乗じて得た金額の遅延利息の支払を乙に請求するものとする。

２　乙に対して、甲が支払う契約金の還付金があるときは、違約金等と相殺し、なお不足があるときは、乙はその不足額を追徴する。

（費用の負担）

第21条　この契約について目的物の納入までに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

（協議）

第22条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和８年１１月　　日

甲　買　主　　新見市新見１３９４
岡山県
岡山県立新見高等学校
校 長　　安 藤　龍 太

乙　売　主　　新見市●●　●－●
株式会社●●●●
代表取締役　●●　●●